

2世保育第101号
令和2年4月30日

区内保育施設
在園児童の保護者の皆様へ

世田谷区 保育部長 知久 孝之

保育所等の休園の取り扱いについて

日頃より、世田谷区の保育行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。
保護者の皆様には、保育の利用に際し、大変なご不便をおかけしていることに改めて、お詫び申し上げるとともに、保育所等の休園対応にご理解とご協力いただき、誠にありがとうございます。

区では、国の緊急事態宣言を踏まえ、保育所等を5月6日（水）まで休園するとともに応急保育を実施しております。

5月7日（木）以降の保育所等の取り扱いについてですが、保護者の皆様に早い段階でお示しし、対応を検討していただく時間が必要であるということ、この間も区内における新型コロナウイルス感染症の鎮静化も確認できないといふことを踏まえまして、区として、当面の間、保育所等を再開することは難しいと判断し、5月31日（日）まで区内保育所等の休園（延長保育・一時保育・休日保育・定期利用保育を含む）を延長することとした。詳細については、下記をご確認ください。

ただし、従来の休園中の取扱いどおり、社会生活を維持するうえで必要なサービスに従事している等の保護者の方につきましては、「応急保育」を実施いたします。
引き続き、ご不便をおかけすることとなり、大変申し訳ありませんが、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 1 休園期間（延長保育・一時保育・休日保育・定期利用保育を含む）について
令和2年4月20日（月）から5月31日（日）までとします。
なお、休園中であっても就業先との調整が必要な期間中は、保育を継続いたします。
(注)緊急事態宣言が5月31日（日）までに解除となつた場合でも上記の休園は実施いたします。

- 2 応急保育の対象の方
○保護者が医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事している方
○ひとり親家庭などで仕事を休むことで著しく普段の生活に影響をきたすと考えられる保護者の方
※1 在宅勤務の方は応急保育のご利用はお控えください。個別の事情等がある場合は

※2 上記以外の場合でも家庭での保育が難しく、個別の事情等がある場合は、通わされている園にご相談ください。

3 休園の対象施設

区立保育園、私立保育園、地域型保育事業、私立認定こども園（幼稚園型認定こども園の幼稚園枠を除く）、認証保育所、保育室、保育ママ

4 「応急保育」の手続きについて

引き続き、休園期間中には「応急保育」が必要なご家庭は、別紙「世田谷区応急保育申込書（5月7日～31日版）」に必要事項を記入の上、お通りの園にご提出ください。

提出後、事情が変わった場合は、園にご連絡ください。

※様式が新しく更新されておりますので（保育希望日記入欄について5月7日～31日に対応）、新しい様式での提出をお願いします。

5 応急保育中の給食について

引き続き、感染防止のため、給食提供は行いませんので、お弁当・おやつ持参でお願いいたします。お茶、水等の水分補給およびミルクについては、園で対応いたします。
(注意事項)

- ・お弁当とおやつは別々の袋に入れてご用意してください。
- ・お弁当については、食べやすい形で、お子さんに合わせた量でお願いいたします。
- ・弁当箱、お箸、スプーン等全てに必ず記名をお願いします。
- ・おやつはチョコレート、グミ、あめ、ゼリー、ヨーグルトその他常温で管理できないものはお控えください。
- ・その他、応急保育時に必要な持ち物等については、各園にお問い合わせください。

6 今後について

○応急保育を行っている際に、園で感染者が発生した場合は応急保育を停止します。

○6月1日以降の対応については、国の緊急事態宣言の継続の有無や区内の新型コロナウイルス感染状況、保育所等の体制等を再度確認したうえで、慎重に判断し、5月20日頃を目途に改めてお知らせいたします。

7 その他

(1) 休園期間が長くなりますので、期間中のご家庭での子育てについて不安や心配なこと、困りごとがありましたら、園にご相談ください。なお、区から保育所等へ休園期間中のお子さまの健康状況等についての確認をお願いしておりますので、園から連絡があつた際にはご協力ををお願いいたします。

(2) 認可保育園等の保育料につきましては、児童の欠席理由にかかわらず、登園した日数に応じて保育料を決定します。すでに納付いただいたいる3・4月分の保育料は、

登園日数に基づき7月下旬に処理を行なう予定です。また、5月分の保育料につきましては、5月下旬に徴収は行わず、登園日数に基づく保育料が確定した後、8月下旬に徴収させていただきます。詳細が決まりましたら区ホームページでご案内いたしますので、ご確認ください。

【区ホームページ掲載場所】

ホームページ>目次から探す>子ども・教育・若者支援>保育>保育園の申込み等について>入園のご案内>新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う認可保育園等の保育料等の取扱い

8 添付文書

「世田谷区応急保育申込書（5月7日～31日版）」

【担当】

区立保育園に関すること	電話 03-5432-2319
私立保育園に関すること	電話 03-5432-2320
認定こども園・地域型保育事業に関すること	電話 03-5432-2334
認可外保育施設に関すること	電話 03-5432-2313
認可保育園等の保育料に関すること	電話 03-5432-1200